

第4部 計画の推進

第1章

計画の進行管理

1 基本的な考え方

6年間の計画期間中に確実に計画を推進するため、本計画で定めた具体的施策について、年度ごとの実施計画を定め、取組を進めていきます。特に、第2部第5章に定めた重点施策については、施策の確実な推進を図ります。

なお、本計画に掲げる施策の推進にあたっては、国の制度改正や社会状況の変化などに注視しながら、適宜見直しの検討を行うとともに、必要な財源確保については、市の財政状況やその他関連計画などとの関係性に配慮した上で、必要な予算措置を講ずるよう努めていきます。

2 数値目標

具体的施策の達成状況を客観的に評価するため、可能な限り数値目標を設定しました。

ただし、事業の進捗状況や国の制度改正、社会状況の変化などに注視しながら、必要に応じ適宜見直しの検討を行い、適正な事業運営に努めます。

なお、第2部第6章に定めた成果指標の達成状況にも注視し、必要に応じて取組の強化等を図ります。

3 推進体制

障害者施策を着実に実施し、総合的な取り組みを展開するためには、庁内関係部局の協力が不可欠です。障害者福祉課が事務局となり、必要に応じて関係部局が連携できる協力体制の構築に努めます。

また、本計画における具体的施策の年度ごとの進行管理は、前年度の施策の進捗状況について所管部局による自己評価を行うとともに、その結果を「久留米市障害者地域生活支援協議会」へ報告し、進捗状況についての評価・意見を審議します。この評価・意見については、所管部局へ送付し、次年度以降の施策展開へ反映できるよう努めます。

なお、本計画の期間満了に伴う次期計画の策定にあたっては、本計画の進捗状況や課題を反映させることとします。



